

変更理由書

案件名 : 令和7年度清水港新興津地区岸壁(-15m)既設護岸裏埋撤去外工事

受注者 : 鈴与建設株式会社

本工事は、令和7年7月18日付で鈴与建設株式会社と契約し鋭意施工中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

- 海中落下防止対策の追加
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- コンクリート切断方法の変更
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- コンテナ版及び舗装版撤去数量の変更
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 給水管の切り回しの追加
(適用条文:工事請負契約書第19条)
- コンクリート切断位置の変更
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 埋立材整地の追加
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- アスファルト殻の処分先の変更
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 構造物撤去工及び被覆・根固工の変更
別件工事の遅延に伴う工期延伸
(当初)令和7年7月18日～令和8年3月27日
(変更)令和7年7月18日～令和8年6月30日
(適用条文:工事請負契約書第18条、工事請負契約書第19条)